

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (462012)	
地域名 (地域内農業集落名)	東桜島2(塩屋元、宇土、浦之前、園山、高免、白浜) (塩屋元、宇土、浦之前、園山、高免、白浜)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月17日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地域は、カンキツやビワなどの果樹栽培が主であり、市場や直売所への出荷、自家耕作が行われている。また、椿油の生産や畜産も行われている。
・課題として地域内の高齢化、後継者不足が深刻になっている。また、桜島の降灰による被害などもあり、他の地域と比較して農業経営が難しい状況である。
・また、高齢化により地域の農道の管理も難しくなっており、農地離れに拍車がかかっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・カンキツなどの果樹栽培や畜産経営は引き続き、行っていく。
・新規就農者や後継者の斡旋を進める。
・熟練農業者から経験の少ない農業者への技術継承を積極的に行っていく。
・先行事例などの情報も収集し、本地域でも取り組めないか検討していく。
・遊休農地等の椿を活用し、椿油などの生産を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内及びその周辺の農地のうち、耕作可能な農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者及び新規就農者、規模拡大希望の生産者の農地周辺に集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクの活用を積極的に行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では取り組む予定はないが、検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外にかかわらず、新規就農者・後継者を積極的に受け入れる。 ・農業者育成のため、積極的な農業技術継承を行っていく。 ・農林事務所、JAなどの機関と連携を図る。 ・先進事例などの情報を収集し、本地域でも取り組めないか検討していく。 ・畜産農家についても、今後も育成を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業委託の活用予定はないが、今後、活用を模索していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵やワイヤーメッシュ等の設置による圃場への有害鳥獣の侵入防止を図る。
- ②防虫資材などを用いながら、減農薬を進める。
- ③アシストスーツ等の最先端技術の情報収集を行い、導入を検討する。
- ⑤既存のカンキツ類やビワの栽培に併せ、新規品目の導入を検討する。
- ⑦耕作放棄地に生えている樗の活用を検討する。
- ⑧引き続き、牛舎などの農業用施設を利用していく。